

電子制御技術が活用された重量車(大型トラック等)の点検整備に必要な情報等の提供方法の策定 ～J-OBD IIを活用した点検整備に係る情報の取扱指針の改正の概要～

背景

- ◇ 自動車の電子制御による新技術の利用が拡大していることを踏まえ、その点検整備が適切に実施できるよう、乗用車については、平成23年3月に排気ガスに係る装置の点検整備や外部故障診断装置の開発に必要な情報の内容、自動車製作者等からの提供方法等を規定した「J-OBD IIを活用した点検整備に係る情報の取扱指針」(以下「OBD告示」という。)を策定した。
- ◇ 今般、重量車(大型トラック等)についても、電子制御による新技術の利用が拡大していることから、OBD告示を改正し、重量車に対しても排気ガスに係る装置の点検整備や外部故障診断装置の開発に必要な情報の提供方法等を定めることとした。
- ◇ これによって、電子制御技術が活用された重量車の点検整備や外部故障診断装置の開発に必要な情報等が明確になり、整備事業者等に点検整備に必要な情報が円滑に提供されるとともに、開発された外部故障診断装置が普及することとなることから、これらを活用した確実な点検整備により、重量車の使用過程時における性能を適切に維持することが可能となる。

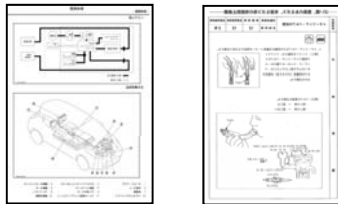
【対象自動車】

○平成17年10月1日(継続生産車又は輸入された自動車にあっては平成19年9月1日)以降に製作された軽油を燃料とする新長期規制対象車の普通自動車及び小型自動車であって車両総重量3.5トンを超えるもの

【点検整備情報等の提供】

- 自動車製作者等から整備事業者や自動車ユーザー等に点検整備情報等を提供
 - ・整備要領書等
 - ・全ての故障コードに関する情報
 - ・リプログラミングの実施に関する情報等
- 提供は、特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでなく、有償の場合は適正な価格で行われること。(外部故障診断装置開発情報の提供についても同じ)

整備要領書等の例



【外部故障診断装置開発情報の提供】

- 自動車製作者等から整備機器製作者等に外部故障診断装置の開発に必要な情報を提供
 - ・故障コード、エンジン関連現在情報出力機能等を表示させるための情報
 - ・リプログラミングの実施に関する情報等

外部故障診断装置(スキャンツール)の例



○外部故障診断装置(スキャンツール)とは、車両とコネクタで接続し車両内の電子制御ユニットと通信を行い、解析及び整備するために使用するツールで、言わばクルマの電子制御状態を「見えるようにする道具」である。



【国土交通大臣の確認】

- 自動車製作者等は、点検整備情報等又は外部故障診断装置開発情報の提供について指針に適合しているか確認を求めることができる。
- 国土交通大臣は、指針に適合している場合は公表を行う。(変更、取り消しがあった場合も公表する。)
- 国土交通大臣は、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

【施行期日等】

- 平成26年1月1日より適用。(輸入車は2年後に適用。)